

埼玉県環境事務研究会連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、埼玉県環境事務研究会連合会（以下「連合会」という。）の健全な育成を図るため連合会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、連合会の運営に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、当該経費の範囲内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出時期は、毎会計年度定めるものとし、連合会に対して通知するものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付の請求は、様式第3号の請求書により行うものとする。

2 この補助金は概算払により交付できるものとする。

(状況報告)

第7条 連合会の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(添付書類)

第9条 規則第13条の報告書には、事業報告書及び歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

(報告書の提出時期)

第10条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業の完了（補助事業の中止・廃止の場合を含む。）後30日以内とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第5号の通知書により行う

ものとする。

(書類の整備等)

第12条 連合会の長は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年6月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月14日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度 環境事務研究会連合会補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
団 体 名 称
代表者氏名

下記により 年度環境事務研究会連合会補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請金額 金 円
- 2 補助事業の目的及び内容
- 3 補助事業の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 歳入歳出予算書

様式第2号（第5条関係）

年度 環境事務研究会連合会補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付で申請の 年度環境事務研究会連合会補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法

3 交付条件

- (1) 補助事業の内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

様式第3号（第6条関係）

年度 環境事務研究会連合会補助金請求書

第 号
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所
団 体 名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度環境事務研究会連合会補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

様式第4号（第8条関係）

年度 環境事務研究会連合会補助事業実績報告書

第 号
年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所
団 体 名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 年
度環境事務研究会連合会補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則
第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 年度環境事務研究会連合会補助事業
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 添付書類
 - （1）事業報告書
 - （2）歳入歳出決算（見込）書

様式第5号（第11条関係）

年度 環境事務研究会連合会補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度環境事務研究会連合会補助金については、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により、下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |